

令和2年度 下條村障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、下條村における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり調達方針を定めます。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例によります。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、下條村の全組織が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とします。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとします。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に定める障がい者を多数雇用している企業等
 - ア 障害者雇用促進法に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たすもの）
 - ・障がい者の雇用者人数が5人以上
 - ・障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ・雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
- イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象となる物品等及びその達成目標

障がい者就労施設等が提供することが可能な物品等とし、その調達目標は令和元年度実績額の 993 千円以上とします。

6 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取り組みを推進します。
- (2) 障がい者就労施設等の提供可能な物品等の情報を組織全体で共有し、障がい者就労施設等への発注に努めます。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成し、又は見直したときは、村ホームページ等で公表します。
- (2) 調達実績は、翌年度の 5 月末までに取りまとめ、村ホームページ等で公表します。

8 当該調達方針の担当窓口

この調達方針に基づく担当窓口は、福祉課福祉係とします。